

令和6年9月議会
経済振興委員会 報告資料

博多港港湾施設の不適切利用について

令和6年9月
港湾空港局

博多港港湾施設の不適切利用について

1 報告の概要

博多港港湾施設の不適切利用については、一部の港湾施設において博多港港湾施設管理条例第7条で禁止している転貸行為が判明したことから、行政指導等による適正化を図るとともに、全ての港湾施設の調査（全体調査）を行ってきたところである。この度、全体調査が完了したため、調査結果及び再発防止対策を含む今後の対応について報告を行うもの。

転貸行為・・・許可利用者が許可を受けた施設において、自らは施設を利用せず、賃貸借契約等の形で、第三者に施設を利用させている状態や、許可利用者の許可施設での作業への関与が著しく薄い状態のこと

2 経緯

令和3年3月	外部からの転貸行為の疑いに関する通報を受け、利用状況調査（調査①）を開始。
6月	調査①により、1施設（1許可）で転貸行為を確認し、当該施設の許可利用者（A社）に対し、改善勧告（改善勧告①）を実施。
7月	改善勧告①に対して、A社の改善が確認できなかった当該施設については、同年8月以降の許可を行っていない。
令和4年4月	外部から、A社の別の許可施設での転貸行為に関する意見書が提出されたことを受け、利用状況調査（調査②）を開始。
12月	調査②により、3施設（4許可）で転貸行為を確認し、A社に対し、改善勧告（改善勧告②）を実施。
	令和4年4月の意見書に記載がなかったA社の許可施設についても利用状況調査（調査③）を開始。
令和5年2月	令和3年度に引き続き、令和4年度においても転貸行為が確認されたことから博多港の全ての許可施設について、 <u>利用状況調査（全体調査）</u> を開始。
4月	改善勧告②に対して、A社の改善が確認できなかった1施設の一部については、令和5年5月以降の許可を行っていない。
8月	調査③により、2施設（2許可）で転貸行為を確認し、A社に対し、改善勧告（改善勧告③）を実施。
9月	改善勧告③に対して、A社の一定の改善を確認したことから、同年10月以降、一か月毎の許可を行った。
令和6年1月	A社の全許可施設について調査等が完了したことから、A社におけるこれまで確認した転貸行為に対し、条例に基づく過料処分を実施した。

3 全体調査の概要及び行政処分

- (1) 調査方法・・・提出資料の確認、事業者ヒアリング、関係事業者ヒアリング、現地調査
- (2) 調査対象・・・保管施設、荷さばき施設、港湾施設用地における、電力・電話・ガス等の許可を除く全ての許可（199件）R5.8月時点
- (3) 調査期間・・・令和5年2月～令和6年5月
- (4) 調査結果・・・9施設（14許可）で転貸行為を確認し、許可利用者の5者に対して、令和6年5月13日付で14件の改善勧告（行政指導）を実施
- (5) 処分内容・・・令和6年9月11日付で、14件の利用許可に対し、それぞれ5万円の過料

4 再発防止対策を含む今後の対応

- 令和6年度より、指定管理者による港湾施設の利用状況確認のための巡回を実施。
- 不適切利用の再発防止を図るため、博多港港湾施設管理条例の改正を検討中。
- 今後は、施設の利用状況を正確に把握・監視するとともに、さらなる再発防止策を図る。

【参考】

